明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（国土交通一四）　一

〔告　示〕

○史跡に指定する件（文部科学一二）　四
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一三）　六
○史跡を統合するとともに、地域を追加して指定し、名称を改める件（同一四）　七
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一五）　八
○史跡に地域を追加して指定する件（同一六）　一〇
○名勝に指定する件（同一七）　一〇
○天然記念物及び名勝に指定する件（同一八）　一一
○天然記念物に指定する件（同一九）　一二
○天然記念物に地域を追加して指定し、名称を改める件（同二〇）　一二
○記念物を登録記念物に登録する件（同二一）　一三
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（同二二）　一三
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同二三）　一三
○令和六年度技能検定実施計画を定める件（厚生労働三四）　一三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会公示送達関係　一三六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　一三七
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫